

マイナンバーの提供について

新規、転園申込

支給認定申請 兼 認可保育所入所申込書の提出時に

申請者（書類を提出する保護者本人）のマイナンバー確認と身元確認ができる書類の**提示**が必要です。なお、申請者以外（児童等）の書類の提示は不要です。

マイナンバー

本人確認書類	【1点のみで本人確認(マイナンバー確認・身元確認)が可能な書類】	
	・個人番号カード	
	【2点以上で本人確認(マイナンバー確認・身元確認)が可能な書類】 個人番号カードをお持ちでない方は、通知カード等のマイナンバーがわかる書類と運転免許証等の身元確認ができる書類をお持ちください。 ※身元確認の際、顔写真付身分証明書は1点、顔写真なし身分証明書は2点の提示が必要です。	
	マイナンバー確認書類	身元確認書類
・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等 【顔写真なし身分証明書(以下の書類から2点)】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等	

備考

- ・マイナンバーは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「法」という)第9条に基づき、認可保育所等の申請にかかる事務の処理に必要な範囲をこえて利用することはありません。
- ・法第14条に基づき提供していただくものです。

【郵送で申込書を提出する方へ】…申込時、遠方の恵庭市外在住者限定

- ・上記の該当書類の写しを添付してください。